

石油資源に対する恒久主権概念の発展

1. はじめに

1973年1月1日は、サウジ・アラビアを始めとするペルシア/アラビア湾岸産油国にとって、記念すべき日となった。それはこの日から、先に調印されたリアド協定に従い湾岸国政府による自国内操業石油会社への「事業参加」が実現したからである。

これまでも産油国政府による石油産業への参入は、合弁、作業請負、生産物分与等の方式を編み出すことによって新利権に対してはすでに行なわれてきた。しかし、国際石油資本の存立基盤である中東大油田を含む既存利権についての事業参加は、国際石油資本の強固な反対により、産油国が国有化という非常手段を採らない限り、これまで実現しなかった。

それが今回交渉によって最終的には産油国の51%参加が成し遂げられた意義は大きく、ここにおいて、政府対会社の関係に新たな一章がまさに開かれようとしているのである。すなわち、実態において、石油会社と産油国のより強固な結合、まことに離れ難き癒着が成立した一方、経営的には産油国の多数シェア取得が確立したのである。

これは双方が、国際石油産業におけるお互いの役割を認識し合った結果であると同時に、協定成立の背景には国際石油資本が産油国の「事業参加」要求を従来のように簡単に拒否し得ない国際環境が醸成されていたのである。それは、国連総会の場で開発途上国の立場にたった「天然資源に対する恒久主権」を認める決議が度々行なわれており、産油国もこの「事業参加」要求の理論的根拠をこの国連決議に置いていたからである。

2. 恒久主権問題の歴史的背景

……植民地の独立と経済民族主義……

国連において天然資源に対する恒久主権問題が採り上げられ、論議されるようになったのは、第二次大戦後に独立を獲得した多数の新興独立国の強い要求によるものである。

戦後、民族自決の声の高まりは、全世界的に民族の植民地からの独立を促がした。新しく誕生した独立国は国連に加盟することによって、主権国家として国際社会において認知され、平等な一員としての地位を獲得することを意味した。従って、独立した国は相次いで国連に加盟、後述の恒久主権に関する第17回総会決議が採択された1962年には、国連加盟国数は110に及び(1946年国連創設時の加盟国数は51)、そのうち45カ国はアジア・アフリカを中心とする新独立国であった。

これら開発途上新興独立国が天然資源に対する恒久主権を問題視するに至ったのは、彼らが独立後間もなく政治的独立のみでは自らの国を自動的に経済発展の軌道に乗せることが不可能であることに気付いたからである。すなわち、彼らは政治的に独立し、形式的にも主権国家になり、自からの力で経済建設に着手しなければならなくなった時はじめて、経済建設がいかに困難なことであるか、そして経済的独立の達成なしには政治的独立は常に不安定であり、いつ崩れるかわからないということ、さらに、自国内に自からの意志の及ばない経済主体の巨大な存在がいかに自分達の経済的独立を妨げているかということに認識したのである。経済民族主義(economic nationalism)の台頭である。

開発途上国は政治的独立を達成しても、経済構造は植民地時代のそれをそのまま引き継い

だ。植民地時代には、開発途上国は先進資本主義国に対する原料供給地に過ぎず、この原料供給機能は先進資本主義国の再生産構造にこそ組み込まれていたが、開発途上国経済からは遊離した「飛び地経済」(enclave economy)であり、開発途上国は自らの再生産構造をもち得なかった。実に、植民地主義が植民地従属国に残した最も大きな影響は、その国の自立的持続的な経済発展のために不可欠な国民的経済統合を与えなかった、ということである。

このような経済構造の下では、資源生産の増大が自国の経済発展に結びつかないことは明白である。ここにおいては、開発途上国は「自立した国民経済の形成」をめざす努力を展開することになった。これが「経済民族主義」であり、「エコノミック・ナショナリズムとは、自立的な国民経済の形成を目的とし、この目的達成のための手段として用いられる一連の政策と制度の体系である……(板垣与一)」と定義されよう。

開発途上国がこの「統合された国民経済」を形成すべく唯一の資産である自国資源を利用しようとした時、彼らは自国資源に対する何ら実効的支配も持っていないのに気づき、彼らは自国の天然資源に対する恒久主権を主張するに至ったのである。

この点について、1970年の第25回国連総会に提出された事務総長レポート「天然資源に対する恒久主権—天然資源に対する恒久主権の行使とその開発のための外資と外国技術の使用—」は次のように述べている。

「天然資源に対する主権は、国家の存在理由に不可欠なものであり、領土主権の一部である。すなわち『領土内の全人民ならびに全ての物に対して至上の権威を行使する国家の権力である』。天然資源に対する主権は、経済的独立に必須であり、機能的には政治的自立にリンクしており、政治的独立を不可避的に強化するものである」。

3. 国連における恒久主権決議と OPEC の事業参加決議

恒久主権の問題は、国連においては先ず「主権国家によるその天然資源の国有化および自由な開発の権利」と題して、1952年の第7回総会第2委員会に提出された。この背景には、前年のイランによる石油国有化法制定があり、イラン代表は本委員会で「アングロ・イラニアン石油会社は……イランの経済的要求にはいかなる考慮も払わず、すべての社会改革に反対した。……イランが石油産業国有化を行なったのは、イランの存在そのものが力の体制によって脅やかされているからである。」と述べた。

しかしまだ開発途上国の団結も弱く、「十分な事前の補償」条項の欠如を理由に反対した英米等先進資本主義国の力とインド・ラテンアメリカ諸国等穏健な主張の前に「国有化の権利」は削除され、「天然の富と資源を自由に開発する権利」としてやっと採択された。この決議は開発途上国の天然資源の自由な「利用と開発の権利」を宣言したものに他ならず、しかも相互信頼、資本の流れを阻害しない等の制約条件付きであった。しかし、この時点では初めて国有化の権利を確認したのものとして大きな意義を持っていた。

ガテマラ政府は1953年のユナイテッド・フルーツ社所有の土地国有化に際してこの決議を引用しており、イランの国有化石油の購入をめぐるアングロ・イラニアン石油会社の訴訟では日本、イタリアの裁判所(東京高裁、ローマ民事裁判所)が国有化を合法とし、その理由のひとつにこの決議を引用している。

次に恒久主権が採り上げられたのは1960年の第15回総会の決議「植民地およびその人民に対する独立付与に関する宣言」1514(XV)であるが、これはその題名の如く政治的独立に重点を置いたものであった。

しかしこれを契機として、また1960年のOPECの創設ならびに独立後の経済建設の経験等を通じて、開発途上国の要求は一層具体性を

帯びるようになってきた。

始めて恒久主権の文字が使われた第17回総会(1962年)決議1803(XVII)に至るまで、ECOSOC(経済社会理事会)、9ヵ国専門家による「天然資源に対する恒久主権委員会」(アフガニスタン、チリ、ガテマラ、オランダ、フィリピン、スウェーデン、ソ連、アラブ連合、米国)および総会で問題になった点は主に次の3点であった。

- ① 「天然資源に対する恒久主権」は存在するかどうか。存在するとすればそれはいかなる内容を意味するのか。
- ② 天然資源の国有化は、主権の行使として認められるかどうか。
- ③ 天然資源の開発・利用に関係している外国(法)人の権益を収用した際に補償支払の必要があるかどうか。あるとすればその基準はどうか。

これら問題点についての考え方は先進資本主義国、開発途上国、社会主義国で次のように異なっていた。

先進資本主義諸国は、恒久主権が存在するかどうかについては余り言及せず、④適法に存在している外国資本の国有化・利用の権利は絶対認めることはできない。⑤もし、国有化等が行なわれた場合は正当な補償(迅速、十分かつ有効なもの)が支払われるべきである。⑥これが行なわれなければ開発途上国の必要としている外国資本が撤退していくことになる、との主張を行なった。

上記見解に全面的に対立したのが社会主義国の見解で、国有化、収用は主権の一部として当然に認められる主権国家の権利であり、補償は国内法に基づくことを明確にすべきであると主張した。

開発途上国は、「天然資源に対する恒久主権」は自決権の一部として存在し、その内容を決定するのは資源所在国の権利であるという点では一致していたが、補償の点では急進派のAAグループと穏健派のラテンアメリカ諸国に分れていた。

このような情勢で、先進資本主義諸国は最早

恒久主権、国有化は歴史の流れと認識し、開発途上国の弱点である資本不足に対して「外資協定の遵守」を表面に押し立てて開発途上国、とくにラテンアメリカ諸国を味方にした。

この結果、決議1803(XVII)が採択された。この要点は次のとおりである。

- △外資導入は、資源所在国の規則と条件に一致すべきである。
 - △外資の得た利潤は、当事者国の自由な協定により分配する。
 - △国有化は公的理由によるものでなければならぬ。国内法または国際法に従って適当な補償が支払われなければならない。
 - △補償問題について紛争が生じた時は、国内裁判手続を盡すが、両当事者間に協定が存在する場合は仲裁または国際裁判による。
- 先進資本主義諸国によって、開発途上国の主張は弱められたとは言え、この決議は、恒久主権という言葉を始め用い、国有化とその基準を国連で始めて規定したのものとして大きな意味をもっている。

62年の決議後の国際情勢は大きく変化した。

① 1964年に第1回UNCTAD(国連貿易開発会議)が開かれ、それへ向けて開発途上国は政治的見解の相違をこえて経済発展のために以後「77ヵ国グループ」といわれた団結を示した。

② 大いに期待されて出発した「第一次国連開発の10年」は、半ばを過ぎて先進国との格差が広がる「挫折の10年」の色彩を濃くした。

③ 1965年にOPECは国連経済社会理事会との間に関係を樹立し、相互関心問題について国連諸機関の会合への参加(投票権はない)が認められた。

④ 開発途上国は資本不足のため外国から借款し援助をあおいだ結果、利息の返済におわられるようになった(これが後に「援助より貿易を」とのプレビッシュ報告となった)。

⑤ 有力国際資本を持たないフランス、イタリアが自国国営企業の活動のため英米と異な

る行動をとるようになった、等々である。

このような変化を踏まえて、開発途上国は1962年の決議が基本的には既存利権協定を尊重していることに鑑み、開発計画推進に最も貢献する形で開発途上国の天然資源開発を進める必要があるとして、この決議をさらに前進させる意向に固まった。

その中心は、以前の諸決議に含まれている理念を発展、具体化し、その実現を促進することを目的とし、主権確保の最善の方法としては自力開発、自力販売であり、外資の経営、利益に開発途上国が参加する割合を増大させることである。

この外資の経営利益に対する資源所在国のシェア増大の権利の項について、先進資本主義諸国は、これを認めれば既存の利権協定等の安定が害なわれ、外資の引揚げが起こると猛烈に反対した。しかしオランダの修正案にフランス等の一部先進資本主義国の支持があり、最終的には社会主義諸国と開発途上国との連合戦線の主導により決議2158(XXI)が採択された。

すなわち、天然資源に対する恒久主権の概念自体については、既にいくつかの決議が採択され大体固ってきているが、外資(特に民間資本)と開発途上国の実際の力関係からいって、開発途上国は外資をコントロールし得る立場になく、恒久主権の行使が制約されているとして、次の基本的内容の決議となった。

- ① 資源の開発販売は外国の手によらず資源所在国が自力で行なうことが望ましい。
- ② 資源開発に従事する外資は、受入国のコントロールに服さなければならない。
- ③ ①を早期実現するため、外資は労働・技術・経営の各面において現地要員の訓練に当らなければならない。
- ④ 資源は本来所在国に属するものであり、従って資源所在国は資源開発に従事する外資の経営・利益に対するシェアを増大させる当然の権利を有する。

1966年のこの決議は、天然資源に対する恒久主権の問題に国連という国際舞台で一応理論的に結着をつけたと評価される。

国連では、さらにこの問題に関しては、ECOSOC ならびに総会でその後も採り上げられているが、その要点は1966年決議の原理の実施、南北問題の解決法として捉えられており、1970年の第25回総会決議2692(XXV)において「天然資源常設委員会」の設置を決め、今後ここで恒常的に天然資源問題全般を扱うこととしたのである。

他方 OPEC (石油輸出国機構=Organization of Petroleum Exporting Countries) は1960年10月、度重なる石油会社の石油公示価格(産油国税収の算定基礎)の引下げにより多大な損害を蒙ることになった当時の5大石油輸出国(ベネズエラ、サウジ・アラビア、イラン、イラク、クウェイト)によって設立され(加盟国数は、その後カタール、インドネシア、リビア、アブダビ、アルジェリア、ナイジェリアが加盟し、現在11)、設立当初の活動目標は専ら産油国の石油収入の防衛、ないしは増大であった。

すなわちその具体的な内容は、①ロイヤルティ経費化方式の採用、②公示価格水準の維持・引上げ、③販売経費の否認、④所得税率の引上げ、であり、石油会社に対して相当な成果を挙げた。

一方、産油国の自立的国民経済の形成と発展への努力、すなわち開発戦略上最も重要な基礎産業部門を「飛び地経済」から国民経済へ移行させる努力としては、OPEC 結成前、古くは1938年のメキシコにおける石油産業国有化、新しくは1951~54年のイランによる石油国有化がみられた。また上記の財政収入拡大もある意味ではその一環と言える。

おりから、戦後復興から成長経済への道を急速にたどりつつあった西欧・日本を中心に、世界のエネルギー需要の急速な増大とその流体化が進展し、国際石油市場は未曾有の拡大化過程に入り始めていた。

こうした関係から国家資金を背景に新規参入を望むこれら消費国と、自国資源の自主開発を願う産油国との間に、国際石油資本を介することのない直接協調方式が実現し、産油国自身が

その基礎産業部門の石油産業に「主体的参入」がはかれる道が開かれたのである。

これが、1957年、イラン石油公社 NIOC とイタリアの炭化水素公社 ENI の子会社 AGIP で合弁会社 SIRIP を設立した、いわゆる ENI 方式(利権供与、合弁方式)であり、1966年、イラク石油会社 INOC とフランス国営企業 ERAP の間で結ばれた非資本提携型の「役務契約方式」である。とくに前者の方式はその後中東各国で新しい利権に広く適用されるようになった。

とは言え、有効期限がほぼ今世紀末から21世紀初めという超長期にわたる「在来型利権」を基盤に大量かつ低コストの石油を支配してきた巨大国際石油会社の地位は基本的に変わらず、産油国にとって手が届かなかった。

しかし、1967年の中東戦争を経て、1968年

ウィーンで開かれた OPEC 第16回総会において、OPEC は、1966年の国連決議によって具体化された「天然資源に対する恒久主権」の理念を、OPEC の石油政策綱領として決議し(決議 XVI-90)、既存利権への資源所在国の「参加」を OPEC として始めてその活動目標としたのである。

この決議では、「現行協定にその旨の規定がなくても、産油国政府は事情変更の原則により合理的な資本参加権を得ることができる」と述べられており、第24回総会の決議(XXIV-135)により湾岸産油国(サウジ・アラビア、イラク、クウェイト、アブダビ、カタール)はサウジ・アラビアを代表して国際石油資本と交渉に入り、1972年3月には国際石油資本も事業参加の原則了解を発表し、その後条件交渉が続けられたのである。

国連および OPEC の総会決議

(1) 第 7 回国連総会 (1952 年) 決議 626 (VII) 「天然の富と資源を自由に開発する権利」(抜粋)

総会は、
低開発諸国がその天然の富と資源を正当に使用し開発することを奨励する必要を考慮し、…
彼らの天然の富と資源を自由に使用し開発する人民の権利は、彼らの主権に固有のものであり、国連憲章の目的と原理に一致していることを想起し、

1. すべての加盟国に対して加盟国が自国の進歩と経済開発のために望ましいと認めた場合に、自国の天然の富と資源を自由に使用し開発する権利を行使するにあたり、国家間の安全保障、相互信頼および経済協力の諸条件の下で、自国の主権に背馳することなく資本の流れを維持する必要に妥当な考慮を払うよう勧告する。
2. さらにすべての加盟国に対して、天然資源に対する一国の主権の行使を妨げるような行為は、直接にせよ、間接にせよ、これを慎しむことを勧告する。

(2) 第 15 回国連総会 (1960 年) 決議 1514 (XV)

「植民地およびその人民に対する独立付与に関する宣言」(前文抜粋)

世界の諸人民は、あらゆる形態の植民地主義を終結せしめることを熱望していることを承認し、……

人民は、自己の目的のために国際経済協力から生ずるいかなる義務をも侵すことなく相互利益の原則と国際法に基づいて自らの富と資源を

自由に処分しうることを確認し、……

すべての人民は、完全な自由、自己の主権の行使および自己の領土の保全に対する譲渡できない権利を有することを確認して、

植民地主義を、そのすべての形態および発現において、急速かつ無条件に終結せしめる必要性を厳粛に宣言し、……(以下略)

(3) 第 17 回国連総会 (1962 年) 決議 1803 (XVII)

「天然の富と資源に対する恒久主権」
(主文抜粋)

次のことを宣言する——

1. 天然の富と資源に対する恒久主権への人民と国民の権利は、その民族的発展と関係国人民の福祉のために行使されねばならない。
2. かかる資源の探査・開発・処分、ならびにこれらの目的のために必要とされる外国資本の導入は、人民と国民がそれらの活動の認可、制限あるいは禁止に関して必要または望ましいと自から考える規則と条件に一致しなければならぬ。
3. 認可が与えられる場合には、導入された資本およびその資本による所得は、その認可条項、有効な国内法および国際法により規制されねばならない。得られた利潤は、その天然の富と資源に対する国家の主権を、いかなるものがあっても害なわないように保障する適切な考慮が払われつつ、投資家と受入国との間で、各々の場合に自由に協定される割合に従って分配されねばならない。
4. 国有化、収用または徴発は、国内外を問わず、純粋に個人的または私的利益に優越すると認められる、公益、安全または国家的利

益という根拠または理由に基づかなければならない。かかる場合、所有者は、主権の行使としてこのような手段をとる国家の有効な規則に従って、または国際法に従って適当な補償を支払われなければならない。

補償問題が紛争を生じた時はいつでも、先の手段をとった国家の国内裁判手続が完了されなければならない。しかし、主権国家と他の当事者の協定が存在する場合には、紛争の解決は仲裁または国際裁判によって行なわれなければならない。

(4) 第 21 回国連総会 (1966 年) 決議 2158 (XXI)

「天然の富と資源に対する恒久主権」
(抜粋)

総会は、……

天然資源の恒久主権の行使を保障するためには、その開発と販売は開発途上国の成長率を可能な最高限に確保することを目標とすることが不可欠であることを考慮し、

さらに、開発途上国が自力で天然資源の開発販売に着手し、天然資源の利用に関連する種々の分野で最も好ましい条件で彼らの選択の自由を行使しうるといふ地位にあるならば、この目的は一層容易に達成され得るといふことを考慮し、

外資の活動が国家の発展の利益のために使われるようにする(受入国)政府の監督があるならば、公私外資は、受入国によってなされる天然資源の探掘、開発を補助する限りにおいて重要な役割を果すことができるという事実を考慮し、

1. 総会決議 1803(XVII) で認められているように、国連憲章の精神と原則に従って、あらゆる国が自国の開発の利益のためにその天然資源に対する主権を行使することは、不可譲の権利であることをあらためて確認し、
2. その故、国連は、あらゆる国がその権利を十分に行使し得るためにその活動を最大限調和のとれたものにするよう努力すべきであ

ることを宣言し、

3. (略)

4. 各国の天然資源の開発は常に国内法および国内規則に従ってなされるべきであることを確認し、

5. すべての国、とりわけ開発途上国が、外資によって完全にまたは部分的に経営されている企業の経営に対するシェアを確保ないし増大し、かつそこから生ずる利益 (advantages and profits) については、関係国民の開発途上の必要および目的、ならびに相互に合意しうるといふ契約上の慣行に妥当な配慮を加えて、衡平に基づき、一層大きなシェアを得る権利を認め、資本輸出国に対し、この権利の行使を妨げるようないかなる行動をも差し控えるよう呼びかけ、

6. 開発途上国の天然資源が外資によって開発される時には、外資は、そのような開発に関係するあらゆるレベルの、あらゆる分野の開発途上国要員の妥当な訓練に着手し、促進すべきであることを考慮し、

7. 先進国に対し、開発途上国の要請に応じて、開発途上国の経済発展を促進するために、その天然資源の開発、販売のための資本財、ノウハウを含む援助を供与するよう、また開発途上国の外貨収入に悪影響を及ぼすかもしれない一次産品の非商業的備蓄を世界市場に放出するのを差し控えるよう呼びかけ、

8. 天然資源の開発、販売のために開発途上国によって設立された国内機構および国際機構が、この分野でのそれらの国の恒久主権の行使を確保するのに重要な役割を果しているし、そのため奨励されるべきであることを確認する、……(以下略)

(5) 第 25 回国連総会 (1970 年) 決議 2692 (XXV)

「開発途上国の天然資源に対する恒久主権と経済開発のための国内蓄積源の拡大」(抜粋)

総会は、……

また、あらゆる国が人民の利益と福祉のため、環境保全のために、陸と海の天然資源の最適利用を確保するために権利を十分に行使する必要を認識し、

1. (略)
2. 天然資源の恒久主権に対する人民と国家の権利は、国家の発展と人民の福祉のために行使されなければならないことを再確認し、
3. 開発途上国による恒久主権の行使は、工業開発を促進するために不可欠であり、
4. 各国政府に、これまでの総会決議の原理と勧告を完全実施する努力をするよう呼びかけ、
5. 「経済社会理事会」に対し、天然資源委員会が、恒久主権の行使が開発途上国にどんな利益をもたらしているかについて定期的報告をするよう、その中でとりわけ、経済社会開発のために国内資源の活用の増大、技術の移動、さらには、資本の移動に主権の行使がどんなインパクトを与えるかについて特別に言及するように指導するよう勧告する。

6. 各加盟国が、事務総長を通じて天然資源委員会に、主権の行使を国際協力とを両立させる方法で資本の流出をコントロールするためにとられる手段をも含む、恒久主権の行使を確保するためになしとげられた歩みを知らせるよう勧告する。

(以下略)

(6) OPEC 第 16 回総会(1968 年 6 月)決議 XVI-90
「石油政策の綱領的宣言」(一部要旨)

○ 加盟国の炭化水素資源は、加盟国の収入と外貨取得の主要源の一つであり、加盟国経済発展の基礎である。同資源の適切な開発が現在および将来の加盟国の経済発展を決定する。

○ 自国内の天然資源に対する恒久主権は、国

連総会決議 2158 にみられるように国連総会で繰り返し確認されている公法原理である。公私外国資本は、資源保有国政府の監督により、国家発展のために使用され国家の開発努力を補足する限りで重要な役割を演ずることができる。

- 以上のこと実現するために、
1. 加盟国政府は実施可能な限り、その炭化水素資源を直接に探鉱開発するよう努力する。
 2. 加盟国政府が直接開発することができない場合には、外部操業者と諸種の契約を締結できる。この場合、政府はすべての操業部門に対し最大限の参加と管理を行なうよう努力する。
 3. 既存の石油協定で政府の参加を規定していない場合には、事情変更の原則により妥当な参加権を獲得してもよい。

(7) OPEC 第 24 回総会(1971 年 7 月)決議 XXIV-135

総会は、加盟国の石油政策の宣言声明を収録した決議 XVI-90 を想起して、

また第 21 回総会にて参加原則の実施方法を研究するために設置された閣僚委員会の報告書を聴取して、

また加盟国の既存石油利権への参加権実現を必要とする事情変更を考慮して、次のとおり決議する。

加盟国は既存石油利権に参加の原則を効果的に実現して行くために直ちに措置を講ずる。この目的のために、イラン、イラク、クウェイト、リビア、サウジ・アラビアの代表者を構成員とする閣僚委員会は加盟国による既存利権への効果的な参加を進めて行くための基本を作成し、1971 年 9 月 22 日開催の特別総会に勧告書を提出する。

石油産業と恒久主権概念関係年表

(石油産業)	(他産業、国際政治)
1859 ○米国において石油探掘事業始まる	1830 ○フランス、アルジェリアを植民地化
1883 ○蘭領スマトラ油田開発開始	1882 ○イギリス、エジプトを植民地化
1901 ○D'Arcy、ペルシャの石油利権入手	
1908 ○ペルシャで油田発見、Anglo-Persian Oil Co.(後のBP)発足	1908 ○トルコ、立憲革命達成
1912 ○英・独・蘭 資本によるTurkish Petroleum Co.(後のIraq Petroleum Co.)設立、イラクの石油利権取得へ	
1913 ○ベネズエラ、マラカイボ油田発見	
1914 ○英国政府、Anglo-Persian Oilの株式取得	1914~18 ○第1次世界大戦
1920 ○英・仏、サン・レモ協定に調印、イラクの石油利権を共有	1917 ○メキシコ、新憲法を公布、「地下資源はメキシコに属す」
1927 ○イラクでKirkuk油田発見	1922 ○エジプト、立憲王制にイギリスから形式的に独立
1928 ○米国3社イラクの石油利権に参加、赤穂協定締結	1925 ○イランに「パーレト王朝」成立
○英米3社、アクナキラー協定締結、国際石油カルテルの基盤となる。	
○サウジ・アラビア、Standard Oil(California)に石油利権供与(後にTexaco、Exxon、Mobilが参加してARAMCOとなる)	
○クウェイト、Gulf OilとAnglo-Persian Oil(後のBP)に利権供与(後のKOC)	
○Anglo-Persian Oil、年間75万ポンドの最低利権料を保証、利権料(純益16%)をトナリからの従量定率制に変更、利権区域縮小	
1938 ○メキシコ、石油を国有化、英米社資産接収、Pemex設立	1939~45 ○第2次世界大戦
1939 ○サウジ・アラビア、石油輸出開始	1944 ○シリア、レバノン、フランスから独立
1944 ○ベネズエラ、利益折半の税法施行	1946 ○国際連合、創設
	1947 ○インド・パキスタン、独立
1947 ○フランス、サハラ石油資源探査開始	
○中東原油値上げ、ロンドンにて米油国と均等値	
1948 ○米油、石油輸入国に転ず	
1949 ○中東原油値下げ、ニューヨークにて米油国と均等値	1949 ○インドネシア、完全独立
○サウジ・アラビア、利益折半協定締結	○中国、革命達成
1950 ○イラン、石油国有化法成立、NIOC設立	○朝鮮戦争
1951 ○イラク、カタール、クウェイトで利益折半方式採用	1951 ○リビア王国、独立
1952 ○8大石油会社、イラン政府との間に協定成立	1952 ○エジプト、革命達成
1954 ○リビア、石油法制定	○国連、「天然の富と資源を自由に開発する権利」を決議
1955 ○エジプト、スエズ運河国有化宣言、スエズ紛争起り欧州石油窮乏、油価暴騰	○ガテマラ、United Fruit社の土地を国有化
	○東京高等裁判所、「イランの国有化を合法」と認める
	1953 ○ローマ民事裁判所、「イランの国有化を合法」と認める
	1954 ○バンドン会議、開催
1956 ○アルジェリアで油田発見	
○スエズ運河再開	
1957 ○日本輸出入石油、中立地帯沖利権取得、産油国取分50%を超す	
○ENI、イラン国営石油会社NIOCと共同開発契約締結	
1958 ○中東原油公示価格引下げ	1958 ○ジュネーブにて海洋法国際会議開催
○ベネズエラ、税率改正、政府取分60%以上に	○イラクに軍事革命政権、成立
1959 ○第1回アラブ石油会議開催	○国連、「天然資源に対する恒久主権委員会」を設置
○アルジェリア、石油輸出開始、リビアで油田発見	○キューバにカストロ政権成立
1960 ○中東原油公示価格再引下げ	○アフリカの植民地、相次いで独立
○日本のNOSODECO、インドネシア国営石油会社PERMINAと生産物分与方式の契約締結	○国連、第15回総会で「植民地およびその人民に対する独立付与に関する宣言」を決議
○中東4国とベネズエラ、バグダード会議開催、OPEC設立	
○インドネシア、大統領令によって、石油国有化決定、国営石油会社PERMINA、PERMIGAN、PERTAMIN設立	
○ベネズエラ、国営石油会社CVP設立	
1961 ○OPEC、カタール加盟を承認	
○クウェイト、国営石油会社KNPC設立	
○イラク政府、法律80号によってIPC系3社の利権を既開発油田付近に限定(99.5%接収)	
○リビア、石油輸出開始	
1962 ○OPEC、インドネシア、リビアの加盟を承認	1962 ○アルジェリア、フランスから独立
○OPEC、公示価格の引上げ、利権料引上げの決議を採択	○国連第17回総会で「天然の富と資源に対する恒久主権」を決議
○インドネシア、国営石油会社PERTAMINとPan Americanとの間に請負契約締結(利益配分60:40)	
○サウジ・アラビア、石油鉱業公社(PETROMIN)設立	
1963 ○ビルマ政府、Burmah Oilを接収、石油産業国有化	
○インドネシア、在来3社(R.D.Shell、Caltex、Stanvac)と協定成立、3社は国営石油会社の請負者となる(利益配分60:40)	
○アラブ連合、PhillipsならびにENIに西部砂漠の利権許可(共同開発方式)	
1964 ○イラク、国営石油会社INOC設立	1964 ○第1回UNCTAD総会開催、「プレビッシュ報告」提出
1965 ○イラン、カタール、サウジ・アラビア、石油会社と利権料軽減化で合意	
○イラン政府、沖合鉅区について共同開発(利権供与・合併)方式の契約締結	

1966	<ul style="list-style-type: none"> ○北海の石油探査活発化 ○R.D.Shell, インドネシアの全施設を国営会社に売却, 両国から撤退 ○イランNIOC, フランスのERAPと石油探査開発の請負契約締結 ○OPECの第1回国営石油会社会議開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○国連第21回総会で「天然の富と資源に対する恒久主権」を決議
1967	<ul style="list-style-type: none"> ○イラク新石油法公布 ○OPEC, アブダビの加盟を承認 	1967	<ul style="list-style-type: none"> ○ザイル, ユニオン・ミニエール社を国有化 ○中東動乱勃発, アラブ連合, スエズ運河を閉鎖
1968	<ul style="list-style-type: none"> ○イラクのINOC, フランスのERAPと石油探査開発の請負契約締結 ○リビア, 国営石油会社 (Lipetco) 設立 ○インドネシア, 国営石油会社を統合, PERTAMINA を設立 		<ul style="list-style-type: none"> ○チリ, ザンビア, ザイル, ベルーの4大産銅国C I P E C (銅輸出国会議) 設立 ○チリ, ケネコット銅鉱山国有化 ○開発途上77カ国, 「アルジェ憲章」採択 ○第2回UNCTAD総会, インドで開催
1969	<ul style="list-style-type: none"> ○OPEC第16回総会で、「石油政策の基本10原則」を決議、「参加」を謳う ○リビアLipetco, ERAP/SNPAと共同探査開発契約締結 (取分80:20) ○アルジェリア, 国内販売の外国石油会社を国有化 ○サウジ・アラビア, クェイト, リビアの3国, O A P E C 設立 	1969	<ul style="list-style-type: none"> ○ベルー, 新鉱山法制定, 未開発鉱区を接收 ○リビア, 軍事革命政権成立
1970	<ul style="list-style-type: none"> ○OPEC, アルジェリアの加盟を承認 ○ソ連とINOC, 石油開発協定締結 ○OPEC, 共通エネルギー政策実施 ○アルジェリア, Atlantic Richfieldの石油資産接收完了 ○米国防務省, 輸入増加, 国内原油価格引下げを目標 ○リビア政府, Occidentalに減産命令 ○アルジェリア, Shell, Phillips Petroleum, AMIF, Elwerath 4社の資産国有化 ○OPEC, 生産計画の決議採択 ○アルジェリア, 公示価格を大巾引上げ ○リビア, 公示価格引上げ ○ナイジェリア, 公示価格引上げ 	1970	<ul style="list-style-type: none"> ○ザンビア, AAC, RSTの51%を国有化 ○国連第25回総会で「開発途上国の天然資源に対する恒久主権と経済開発のための国内蓄積源の拡大」を決議 ○国連ECOSOC, 「天然資源常設委員会」の設置を決議
1971	<ul style="list-style-type: none"> ○OPEC, 全面的に公示価格 (課税参照価格) の均一引上げ発表 ○ベルン/アラビア湾岸諸国と石油会社, テヘラン協定に調印 ○トリポリ協定成立 ○アルジェリア, 新石油法を公布 ○アルジェリア, フランス系石油会社資産を国有化 (51%) ○ナイジェリア, 国営石油会社NINOCを設立 ○米大統領, エネルギー特別教書を議会に提出 ○サウジ・アラビア政府, 地中海産出し原油の公示価格でARAMCOと調印 ○OPEC, 「共同生産計画」に関する決議採択 ○OPEC, ナイジェリアの加盟を承認 ○ベネズエラ, 石油利権返還法と炭化水素返還法に大統領署名 ○OPEC, 第25回総会で決議139.140(事業参加) を採択 ○アブダビ, 国営石油会社ADNPECを設立 ○リビア, BPを国有化しArabian Gulf Exploration Co.と命名 ○OPEC, 第26回総会でドル減価による補償問題と石油会社への参加を討議 ○ドル減価に対する原油公示価格引上げ交渉妥決 (ジュネーブ協定) ○OPEC加盟諸国, 参加交渉開始 ○国際石油会社, 産油国の事業参加を原則的に了承 ○イラク政府, IPCを国有化 ○イラン国王, イラクのIPC国有化を批難, イランでは51年に石油を国有化していることから今回の湾岸国の参加統一交渉から抜ける ○OPEC, 第27回総会で参加交渉に和戦両用の構え ○エクアドル, 石油警定措置法を施行, 鉱区返還義務を強化 ○リビア, ENIの利権に50%即時参加, Huntに50%即時参加要求 ○事業参加に関しニューヨーク協定成立 ○Hunt, リビア政府の要求拒否, 米系国際石油資本Huntを支持 ○事業参加に関しリアド協定成立 	1971	<ul style="list-style-type: none"> ○チリ, 米系銅山完全国有化 ○カナダ, プリテイッシュ・コロンビア州, 「12.5%の現地精練」を法制化 ○国連海底平和利用委員会で, 米, 領海条約草案を提出 ○マラッカ海峡の国際化に沿岸3カ国反対表明 ○米, ドルと金との交換を停止 ○イギリス軍, ベルン/アラビア湾から撤退 ○イラン軍, 湾頭3島占領 ○国際通貨に関し, スミソニアン協定, 締結 ○マラッカ海峡大陸棚境界線に関する協定, 締結
1972	<ul style="list-style-type: none"> ○OPEC, 第26回総会でドル減価による補償問題と石油会社への参加を討議 ○ドル減価に対する原油公示価格引上げ交渉妥決 (ジュネーブ協定) ○OPEC加盟諸国, 参加交渉開始 ○国際石油会社, 産油国の事業参加を原則的に了承 ○イラク政府, IPCを国有化 ○イラン国王, イラクのIPC国有化を批難, イランでは51年に石油を国有化していることから今回の湾岸国の参加統一交渉から抜ける ○OPEC, 第27回総会で参加交渉に和戦両用の構え ○エクアドル, 石油警定措置法を施行, 鉱区返還義務を強化 ○リビア, ENIの利権に50%即時参加, Huntに50%即時参加要求 ○事業参加に関しニューヨーク協定成立 ○Hunt, リビア政府の要求拒否, 米系国際石油資本Huntを支持 ○事業参加に関しリアド協定成立 	1972	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回UNCTAD総会, チリで開催
1973	<ul style="list-style-type: none"> ○1月1日より, サウジ・アラビア, カタール, アブダビの事業参加発効 ○リビア政府, Oasisグループに50%即時参加要求 ○イラン国王, コンソーシアムとの契約の延長について再検討を強調 ○Oasisグループ, リビア政府の要求拒否 	1973	<ul style="list-style-type: none"> ○米, ドルの切下げを発表